

	マンション管理法の改正内容	マンション管理法施行規則の改正予定事項
管理者受託契約前の重要事項説明【法第72条】	管理業者が管理者に選任されるに際して、 <u>管理者受託契約に係る重要事項を区分所有者に説明し、書面を交付</u> することを義務づける。	➤ <u>管理者受託契約に係る重要事項</u> (管理者事務の内容、費用、管理者の権限等)
管理者受託契約成立時の書面交付【法第73条】	管理業者が管理者に選任されるに際して、 <u>管理者受託契約の内容を記載した書面を区分所有者に対して交付</u> することを義務づける。	➤ <u>交付書面に記載する事項</u> について、法定事項に加え、「その他国土交通省令で定める事項」として追加 (関連会社一覧等)
利益相反取引前の事前説明【法第77条の2】	管理業者が管理者として、 <u>利益相反のおそれがある行為（自社または関連会社との取引等）を行おうとする際には、当該取引の前に区分所有者に説明</u> することを義務づける。	➤ <u>利益相反のおそれがある取引に該当する相手方</u> (親会社、子会社、兄弟会社) ➤ <u>説明会の実施方法及び書面の事前交付</u> (場所及び日時の1週間前掲示、 書面の1週間前交付) ➤ <u>事前説明が必要な事項</u> (取引の相手方との関係、取引金額、積算根拠、内容、 相見積もりを行った場合はその内容・行わなかった場合はその理由等) ➤ <u>事前説明を不要とする場合</u> (災害その他やむを得ない事由により取引が速やかに行われることが必要であると認められる場合)
法改正事項以外	—	➤ <u>管理業者が管理者として管理組合保管口座の印鑑等を管理できる場合について明確化</u>を行う ➤ マンション管理業登録申請時の様式に管理者事務の実施有無を追記 等